

令和元年 1 1 月

美里町教育委員会臨時会議事録

令和元年11月教育委員会臨時会議

日 時 令和元年11月8日（金曜日）

午前9時00分開議

場 所 美里町役場南郷庁舎206会議室

出席者 教育委員（4名）

教 育 長 大 友 義 孝

1番 教育長職務代行 後 藤 眞 琴

2番 委 員 成 澤 明 子

4番 委 員 千 葉 菜穂美

欠席委員（1名）

3番 委 員 留 守 広 行

説明員 教育委員会事務局

教育次長 佐々木 信 幸

教育総務課長兼
学校教育環境整備室長 佐 藤 功太郎

教育総務課課長補佐兼総務係長 藤 崎 浩 司

特別支援教育専門員 門 脇 宏

傍聴者 なし

議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

- ・ 報告

第 2 報告第19号 美里町心身障害児就学指導審議会答申について

- ・ 協議

第 3 美里町近代文学館長寿命化計画（案）について

第 4 次期美里町総合計画等について

- ・ その他
-

本日の会議に付した事件

第 1 議事録署名委員の指名

- ・ 報告

第 2 報告第19号 美里町心身障害児就学指導審議会答申について

- ・ 協議

第 3 美里町近代文学館長寿命化計画（案）について

第 4 次期美里町総合計画等について

- ・ その他

【以下、秘密会扱い】

- ・ 報告

第 2 報告第19号 美里町心身障害児就学指導審議会答申について

午前9時00分 開会

○教育長（大友義孝） 皆さん、おはようございます。

朝から今日は教育委員会臨時会出席をいただきまして、大変ありがとうございます。大分外は寒くなってきておりますので、どうぞ体調管理などご自愛いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、座って説明させていただきます。

ただいまから令和元年11月教育委員会臨時会を開会します。

本日の出席委員は教育長を含め4名でありますので、委員会は成立いたしております。

なお、3番留守委員であります。本日欠席する旨の届け出を頂戴しております。なお、本日の説明員でございますが、教育委員会事務局から教育次長、教育総務課長、教育総務課課長補佐、並びに特別支援教育専門員が出席させていただいております。よろしくお願いいたします。

それでは、会議を行います。

日程 第1 議事録署名委員の指名

○教育長（大友義孝） 日程第1、議事録署名委員の指名でございます。議事録署名委員は、美里町教育委員会会議規則第22条第3項の規定により教育長が指名をいたします。

今回の会議は1番後藤委員、2番成澤委員にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

日程 第2 報告第19号 美里町心身障害児就学指導審議会答申について

○教育長（大友義孝） それでは、報告事項に入らせていただきます。

日程第2、報告第19号 美里町心身障害児就学指導審議会答申について報告をさせていただきます。

それでは、事務局のほうでいいですか。報告は。ではよろしくお願いいたします。

○特別支援教育専門員（門脇 宏） 特別支援教育専門員門脇でございます。よろしくお願いいたします。

お手元の資料でございますが、10月23日に美里町の心身に障害のある児童・生徒の就学に関する……（「ちょっとすみません、資料」「資料のほうはお手元にあります答申と書いてある資料になります。」「はい、そちらになります。」の声あり）

○教育次長（佐々木信幸） あと、すみません、よろしいですか。この会議につきましては、内容に個人情報が含まれておりますので、秘密会をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○教育長（大友義孝） 申しわけございません。では、お諮りをさせていただきます。この報告第19号につきましては、個人情報でございますので、秘密会としたいと思っております。よろしいでしょうか。

○各委員 「はい」の声あり

それでは、ただいまより秘密会ということで進めさせていただきます。

【秘密会】

日程 第3 美里町近代文学館長寿命化計画（案）について

○教育長（大友義孝） それでは、次に、協議事案に入らせていただきます。

日程第3、美里町近代文学館長寿命化計画（案）について協議をしていただきます。

まず、事務局から内容の説明をお願い申し上げます。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） 大変お疲れさまでございます。

それでは、私のほうから説明をさせていただきたいと思えます。

まず、9月の定例会のときに長寿命化計画につきましては、オリエンタルコンサルタンツに来ていただきまして、内容のご説明をしてございまして、本日はその最終的な案ということで、ご説明した内容については変わらないのですが、最終的に字句の訂正等々含めて行ってお出しさせていただいているというところでございます。

それで、そのときに追加資料としてパブリックコメント条例というものをお渡ししておったのですが、今お手元にはない方はいますかね。ないですか。なければちょっとこのコピー渡してよろしいですか。

○教育長（大友義孝） では、暫時5分間ぐらい休憩させていただきます。再開20分から。

休憩 午前9時15分

再開 午前9時20分

○教育長（大友義孝） では、再開をさせていただきます。

それでは、資料を準備いただきましたので、改めて説明をお願いいたします。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） では、私のほうから説明をさせていただきます。

今回、事前にお配りしていた美里町近代文学館長寿命化計画（案）というものを今後策定していくということになりますが、その過程でパブリックコメントという手続をするかどうかというようなところがございまして、これまで長寿命化計画につきましては、パブリックコメントをかけてきているというような経緯がございます。

それで、今回改めて確認をさせていただきたいというところでございます。

先ほどお配りさせていただいた美里町パブリックコメント条例というものがございまして、目的といたしましては、「町民生活に重要な政策等を定めるに当たり、パブリックコメントを実施することにより政策等の策定過程における公正の確保及び透明性の向上を図り、もって開かれた町政の実現及び町民の権利利益の保護に資することを目的とする」ということを目的として条例が定められております。

この中に第3条、対象という部分がございます、「パブリックコメントの対象となる町の政策等の策定は、次に掲げるものとする」ということございまして、7項目ほど挙げられてございます。

それで、まず1番目が「次に掲げる条例の制定又は改廃に係る案の策定」ということで、ア、イ、ウがございまして、「町の基本的な制度を定める条例」、イが「町民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例」、ウといたしまして「町民等に義務を課し、又は権利を制限する条例（金銭徴収に関する条項を除く。）」ということで、これは条例の制定、改廃に関するものというところでございます。

2つ目が、「町民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える規則又は指導要綱その他の行政指導指針の制定又は改廃」ということで、これは規則または指導要綱、あとはその他の行政指導指針、こういうものの制定や改廃というところでございます。

3つ目が、「審査基準（申請により求められた許認可等をするかどうかをその法令の定めに従

って判断するために必要とされる基準をいう。)の制定又は改廃」ということでございます。

4つ目が、「処分基準（不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについてその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準をいう。)の制定又は改廃」。

5つ目が、「総合計画等町の基本的政策を定める計画、個別行政分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画の策定又は改廃」。

6番目が、「町の基本的な方向性等を定める憲章、宣言等の策定又は改定」。

7番目が、「条例中に該当条例の施行後一定期間を経過した時点で条例の見直しを行う旨を規定している場合において、見直しを行った結果、条例を改定しないこととする決定」、こういうふうに対象として載ってございます。

この中で今回の計画に該当するであろうという部分につきましては、(5)の部分でございます。

それで、計画の3ページをごらんいただきたいのですが、長寿命化計画の3ページでございます。ここの中ほどに図がございます。図2、本計画の位置づけということでございます。この条例の中の5項ですかね。総合計画等町の基本的政策を定める計画、これはこの中の上の美里町総合計画・総合戦略、これが当たるのではないかとというふうに考えます。続きまして、個別行政分野における施策の基本方針、その他基本的な事項を定める計画の策定又は改定、これがその下の美里町公共施設等総合管理計画、そしてその下に今回策定をする予定であります近代文学館の計画が位置づけられていると、このような形になってございます。このような中で、これがパブリックコメントの中でこの部分に該当していくのかというところをご確認いただいて、今後策定を今年度中にしていかなければなりませんので、手続を進めるに当たりまして、この確認をして進めたいというところで今回ご協議いただければというところでございます。

以上でございます。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

ただいま説明がありました今回この近代文学館の長寿命化計画につきましては、さきに内容の説明を頂戴したところでございます。この計画の案をとるために手続としてパブリックコメントが必要であろうかどうかという判断を本日ご協議いただきたいということございました。

該当するとするならば、パブリックコメント条例の第3条の5号ということになるかどうかというふうに思うわけでございますが、この1つの分野ということからすると、どういうふうに読んでいいのかなというふうにちょっと疑問を感じるころもあるわけでありまして、さらにこ

の近代文学館とか、それぞれの学校単位の一つ一つの長寿命化計画、施設ごとの長寿命化計画が必要であることは間違いないんですけども、教育委員会として全体の長寿命化計画をどのようにしていくかという部分についてはまだないということですね。これは、恐らく全体にかかわるものは、恐らくパブリックコメントは必要であろうかと思うんですけども、個別施設の部分までパブリックコメントが必要なのかというところとちょっとどういうふうに読んだらいいのか、なかなかぱっと規定を見て感じるどころが、迷うところがありますので、ご協議をしたいということでございました。いかがでしょうか。この条例を読んで、この計画をあわせて見たときに、後藤先生いかがですか。

○委員（後藤眞琴） 僕はこの前長寿命化計画の説明聞いたときにもちょっとだけお話ししたと思うんですけども、そのときに特記仕様書というのがあるのではないかと、みんなにも資料いただいて、それを読みますと、これはあくまでも管理者から見た長寿命化計画ですよというのが基本的になっているんですけども、そうすると、利用者から見た視点というのがないわけではないんですけども、かなり弱いんですよ。ですから、そうすると、これも長寿命化計画できております。そうすると、これもあくまでもこの仕様書に従ってつくられているもので、利用者から見た視点というのがちょっと足りない感じがするんですね。それで、今度パブリックコメントで意見を聞くのは、この利用者側の意見を聞くわけですよ。ですから、このさっき説明ありました3条の5項の基本的政策を定める計画、個別行政分野における施策というところで、これ、近代文学館というのは社会教育のほうに関係してきますよね。ですから、やはり意見を聞いて、それでその意見を取り入れながら、できるだけ取り入れるような計画の見直しをするという、単なる形式だけでなく、それで僕はパブリックコメントをしたほうがいいのではないかと思います。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

委員さんいかがですか。皆さんもしお考えの部分がございますか。

○委員（成澤明子） 私も後藤委員さんのお考えと同じなんですけれども、利用者の方は日々利用しているので、具体的にここはいいなとか、こうあったらもっといいなとかということをお持ちだと思います。そういったことがパブコメの中で上がってくるのであれば、よりよい長寿命化計画の案が上がるのではないかなと思います。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。千葉委員さんどうでしょうか。

○委員（千葉菜穂美） 私は後藤委員さん、成澤委員さんと同じで、町民からの目線を大事にしたいと、そのパブリックコメントを求めてもよろしいんじゃないかと思います。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

ちょっと私もこのパブリックコメント条例というのを見て、それからこれまで進めてきた今も教育委員会の施設の中で長寿命化計画案が出ているのではないわけではないんですね。それはこれまでパブリックコメントを実施して、計画とか施設の長寿命化計画として承認しているところでもございました。今回この近代文学館の部分が出てきたわけでありますけれども、これ以外にもこれからやらなくてはならない長寿命化計画というのがあるんですね。私は必要であるとは認識するんですけども、個別の部分それぞれパブリックコメントをするのではなくて、全部の施設の教育委員会関係施設の全体のパブリックコメントを施設、全部網羅された中のパブリックコメントが必要ではないのかなというふうに認識するんですよ。というのはですね、この施設ごとの計画をとっていけば、教育委員会全体の施設の長寿命化計画というのとはなくなるんですね。一つ一つ個別分野の計画だけがあって、全体のものというのはいないような気がするんです。それでいいのかというちょっと私の思いもあつたんです。

それから、もう一つは当然この長寿命化計画の中には、後藤先生も言われる仕様書の中でソフトの部分もちろん入ってくるわけですね。そういった中で住民目線から見れば当然のことながら自分がかかわる施設一つ一つに対してこうだというふうなパブコメは必要かと思うんですけども、将来にわたって全部出したとしたときに、この施設についてはこうではないですかと、こっちの施設についてはこうじゃないですかというふうなパブコメが必要な気がするんです。ですから、個別個別でやっていったときには全体の部分がいらなくなってしまう、こっちに計画が確定してあるんだからというふうな見方もできるのではないかなというところもあったものですからね、その辺でちょっと躊躇していたというところもあるんです。正直なところを申し上げますとですね。そこをどうするかという部分について、町の施設管理者というのは、全体が施設管理については町長部局の防災管財課で統括してやっていることなんですけれども、町のほうの施設も当然あるわけですね。役場の施設であったり、東庁舎だったり、水道の事業所の施設だったり、それぞれがあるのはいいんですけども、小出しに施設単位にやっていくということが果たして、そういうふうな計画でいいのかなという思いがあって、というのは、これをやったとしても維持するために何年にこの補修をかけますよと、何年にこの補修をかけますよということまでここはプランとしてあるわけですね。それが町の財政計画と全てリンクしていなければ計画つくった意味がないということなんです。だから、そこをリンクさせるためには、統括してやるべきものではないかなというふうな思いもあつたものでしたから、その辺のところ防災管財課の見解というのはいかかわっているところはあるんですか。事務局と

して。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎）　それで、防災管財課の担当のほうにこういうパブリックコメントの条例ではこういうふうになっていて、担当課として長寿命化計画をどう捉えるんだということでお話をしております、その回答といたしましては、総務課の秘書室がパブリックコメントの担当になっておりますので、秘書室の室長とあとは法令担当の総務課の係長ですね、あとは防災管財課の補佐で協議をしたということでございまして、これまで既に長寿命化についてはパブリックコメントに付している、ずっとそういう形でやっていると、読むとすれば、3条の5項の部分ですかね、この部分の「個別行政分野における施策の基本方針」、これについては美里町公共施設等総合管理計画が該当するであろうという話がございまして、それで、その次の「その他基本的な事項を定める計画」という部分に当てはまる形でやっているというような話がございました。

○教育長（大友義孝）　後藤先生。

○委員（後藤眞琴）　今、教育長さんもおっしゃいましたね。教育委員会としてこの長寿命化計画を教育委員会に属している施設のね、その全体的なものがないのではないかと、これは確かにないだろうと思う。ただ、前にこの長寿命化計画を小学校の場合、例えば不動堂小学校と青生小学校のところがここで今の副町長が教育次長されていたときに話し合いがあったんですね。そのときにはパブリックコメントも多分しなければならないだろうということですが、それはまた青生小学校と不動堂小学校が一緒になるかどうかは保護者の意見を聞いた上でやらなければならないので、そういうことも考えておかなければならないけれども、不動堂小学校の場合の建物とか考えた場合には長寿命化も考えていかなければならないだろうと、そういう話があったんですね。

それで、僕が言いたいことは、例えば教育委員会で扱っている郷土資料館とか、図書館とか、それから給食センターとか、各学校ですね。すると、例えば各学校の場合にはこういうような長寿命化を立てたらどうかとかいう話、それは当然財政もかなり見ますから、みんなね。これは財政が絡む問題で、教育委員会が担当しているものは当然総合教育会議で話し合っていかなければならない問題だろうと思うんですね。今度の場合にもですよ。ですから、最終的にこの近代文学館の長寿命化計画はパブリックコメントする・しないにかかわらず、これは当然やっていかなければならない問題ですからね。そういうところで、もし教育長さんがおっしゃるように、基本的に教育委員会で管理している建物とかなんとか、施設ですか、そういうものに関する基本的な長寿命化計画に対する考え方をやっぱりつくっておいた上でしたほうがいいの

かと思うんですけども、今それがない状態の中では、この近代文学館というのは当然生涯学習にも関係するし、社会教育にも関係してきますので、その場合にはやはり僕はさっき言ったように、利用者の意見も聞くという意味であるべきではないかという。それと同時に今度教育長さんがおっしゃるような全体的なものを教育委員会でも考えていかなければならないだろうという、それをそういうことを踏まえた上で今度の計画も立てていくんだと、だから、何ていうんですか、最初に大きなものがあつた上でそれに基づいてやるという、機能的に具体的なものからやっていって、何ていうんですか、基本的な理念的なものをつくっていくという方向、これだったら機能的に具体的なものをやっていって、理念的なものをつくるというものにしかできないのではないかという、これはもうすることになっていますからね。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

先ほどから委員の皆さんからお話のある管理者側からの目線で見ているものですから、やはり利用者側からの目線、それから学校施設は子供たちはもちろんですけども、先生の目線や保護者の目線、そういったものが必要であろうと、それを伺う場というのはどこにあるのと言えパブリックコメントの中でそれが出てくるということである。全くそれには同感であります。

確かに教育委員会としてパブリックコメントの条例をどこに織り込んでいくかということに関しては、何ら今定義はないわけですね。ただ、事務局で管轄する町のほうの見解を聞くと、総合的な施設の管理計画は「個別行政分野における施策の基本方針」、それから各施設の部分に関しては「その他基本的な事項を定める計画」、この部分で読み取っているということなんですね。だとすると、それに町のほうもそれに従ってやっている以上は、教育委員会としてもその流れに従って進めるほうが妥当であると、ただし、これは維持管理がどうなるということは経費的な部分が伴ってきますから、最終的には総合教育会議の中で町長との協議をしっかりと深めて進めていくという考え方であるというふうに整理するという形でよろしいでしょうか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） では、今回については、パブリックコメントを行うという流れですね。

あわせてこれからやるべき長寿命化計画もつくらなければならない施設、残っている施設ですね。これも全て早急にやっていく必要があるということだと思います。私が感じたのは、個別の分野で読み切れないなというふうに思ったものでしたから、全体のものでパブコメをやったほうがいいかと、一番効率的にいいのかなという思いもあつたものでしたから、そういうふうな発言をさせていただいたものでございます。

事務局で何か。どうぞ。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） それで、今のお話を聞いていて、まず前回私、この計画につきましては、建物の維持と、今まではメンテナンスを入れてというよりは事後にそういう支障が起きたときに手をかけていくという事後保全というやり方をしてきておりますが、やはり適切にある程度修繕を入れながら施設を長持ちさせましょと、これが長寿命化計画の趣旨でございまして、それを主眼とする計画であるというお話をさせていただきました。それで、やはりこれ運営していく中で、やはり利用者の視点を入れながら改善していくということは当然必要であるというふうに思っております。

それで、お話を聞いていて思ったのですが、近代文学館の運営方針がございまして。基本的には運営方針に基づいて、それに合わせた施設運営をしていく、管理をしていくということになれば、何となくそちらの部分が大分重要なのではないかと、パブリックコメントの部分にちょっとリンクするんですけども、そちらに基づいて恐らく施設もこういうふうな使い方をしていくとか、そういうふうになっていくと、これは長寿命化計画でございましてけれども、プラス整備の部分であったりとか、やはり大元の部分、運営方針にあることに基づくこういう取り組み、流れとしてなっていくのではないかなというふうにちょっと今感じたところでございます。

全体的な近代文学館の運営の部分、ここに住民のご意見をいただくということも必要なのではないかなとちょっと今お話を聞いていて感じたところでございます。

○教育長（大友義孝） なるほど、そのとおりでなと思います。ちょっと言葉ではなかなか文字をこういうふうにするとなかなか読み切れないので、かかわりを図表にするとわかりやすいのかなと思うんですね。それぞれの学校教育施設もあれば、社会教育に付している施設もある、そういった部分をどこの分野の基本方針、教育委員会で定めている基本方針随分あるわけですけども、それがどの部分であって、この長寿命化計画というのはどの部分であってという部分の何か図表ですね、今後ちょっとつくってみたいと思いますので、何かわかりやすいようにしていきたいなというふうに思いますけれども、いかがですか。よろしいですか。

○委員（後藤眞琴） それからね、これ、新しい中学校建てるときの大きな問題ですよ。それでそのときに仕様書というのがあって、それも教育委員会みんなで話し合ったんですよ。ですから、こういうものはやはりね、特記仕様書みたいなこういうものを事務局として案として考えましたけれどもということを出したら、先ほど言ったような、教育長が言ったような基本的なものどうなっているんだとかね、そういう話も当然出てくるだろうと思うんですね。ですから、その辺はやはりこの法律改正になって、教育委員会が中心になってやっていくんですよ

と、あくまでもこれは法律ですので、だからその辺を踏まえて事務局が主導でやるのでないんですよということを踏まえて、これからよろしくお願いします。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

そこで、ちょっと事務局のほうに再確認なんですけれども、これからのパブコメをしていく中でこうだ、ああだということの基本的な部分の中にね、何がどれだけやっていかないともたないんだということが出てくると思うんですね。そのときの今年次計画、例えば51ページの中に近代文学館の改修実施費用、今後の10年間というのが載っているんですけれども、恐らく一般財源でいく部分とか、補助金とかそういうものがあるかと思うんですけれども、いろいろ情報を集めてみますと、施設管理の起債の関係が途中で途切れるのではないかというような、ちょっと情報ももらっているんですけれども、事務局のほうで何か押さえていますか。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） 51ページに10年間の計画ということで載せておまして、これの財源として公共施設等適正管理推進事業債というものを充てていきたいということで考えておまして、ただ、その事業債が令和3年度までということで、その後のことはまだ明確になっていないということがございまして、ちょっと財政のほうと私話を今している途中でございまして、そこら辺は継続してそういう財源があるのであれば分割して平準化してやるということがあるのですが、もしなかなか見通しが立たないということであれば、令和3年度までの中で事業をある程度、工事をですね、全体的にやってしまうということも考えられるのではないかという話を今しておまして、これは来年度予算に直結する部分でございますので、ちょっとそこら辺の情報収集しながら、あと財政との調整をしながらこの部分につきましては、例えば建築物外部ということで、令和8年に4,259万円というお金を載せているのですが、こういうものを前倒しをして、ある程度財源がある中で対応していくということも考えられるのかなと、その際につきましては、ここの改修実施費用についてもその調整によって、そのような形に変えさせていただいた上で策定するということにもなるのかなというふうに思っているところでございます。

○教育長（大友義孝） 令和3年までは今の公共施設事業債。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） そうですね、この近代文学館の改修実施計画（10年間）の下のほうに鍵括弧で囲ってある部分の起債でございます。

○教育長（大友義孝） 適正管理推進事業債。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） はい、そうですね。

○教育長（大友義孝） なるほど。そうすると、令和4年度以降は起債があるかどうかはわから

ないという。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） 今現在では、はい。

○教育長（大友義孝） これは先ほど後藤委員さんがおっしゃった総合教育会議の中での部分も、「そうですね」の声あり）出てくるということね。（「そういうことになります」の声あり）なるほどね。わかりました。前倒しの必要性があるかもしれないんだけど、次々にこれから行っていく施設が今後残っているわけですから、それをどうしていくかという全体的なさっきの部分でですね。含めた考え方が今度は必要になってくるということですね。

では、51ページの表31の部分については若干今の部分で変わってくる可能性があるというのをご承知おきしていただいて、また全体を通して利用者目線でパブリックコメントを頂戴するということですから、もう一度ですね、計画の案を通るためにはもう一度審議が必要というふうに思いますので、そういう形でよろしいでしょうか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

それでは、協議事項の日程第3、美里町近代文学館長寿命化計画（案）についての協議は以上で終了させていただきます。

日程 第4 次期美里町総合計画等について

○教育長（大友義孝） それでは、協議2つ目の日程第4、次期美里町総合計画等についてご協議をいただきたいと思います。

まず、前回総合計画についての説明につきましては、前回お話をさせていただいたところでしたが、事務局からまず説明してもらう部分があれば先にお伺いしたいと思いますけれども、よろしくをお願いします。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） では、私のほうから説明させていただきます。

本日の資料につきましては、第3回美里町総合計画等策定委員会、そのときの資料ですね。少し厚めのやつになりますけれども、それが1つと、1枚物で基本構想というふうに最初に書いてある物が1枚、あとはですね、よろしいですか。まずは厚めの第3回美里町総合計画等策定委員会の資料でございます。あと、A4判の1枚物の基本構想というものと、あとはA3判

のちょっと小さくてごちゃごちゃと表になっているものがございまして、それに加えて、同じような表なのですが、ちょっと赤字になっている部分があるものなのですが、これございますか。大丈夫ですか。一応これが説明資料ということになります。これは赤字のやつにつきましては、本日お配りしているものということでございます。

それで、まず第3回の美里町総合計画等策定委員会がございまして、これの中で基本的には細かい政策施策の形成、あとは実際の進行管理調書をどうしていくんだというような事務的な部分で説明があったということでございますが、その中でですね……、すみません、真ん中、中間あたり、ちょうど資料の真ん中ぐらいにどのようなちょっと表がですね、ちょっとページ少なくて大変恐縮なんですけれども、資料1、部会の設置についてというものがございます。

(「中折りになっている資料、真ん中あたりに入っている」の声あり) 申しわけございません。

(「中折りずっとめくっていただくと、その次あたり」の声あり) そうです、そうです。その図を見ていただきたいのですが、これまではワーキンググループというものを、現在というやつですね。まずは策定委員会が上にごございまして、これは課長クラスが入っているものでございます。町長から副町長、教育長も入ってございましてけれども、策定委員会がありまして、部会というものは設置しないということで進んできておりまして、その下に幹事会というものがございまして、その幹事会の中にワーキンググループというものをつくって、これは課長補佐、係長、その他でもそのレベルの職員というようなところでワーキンググループというものをつくってですね、ここである程度検討しながら、その検討したことを策定委員会に上げていくというような形で進めるというふうにやっていたところでございます。基本的にはそれぞれの課内で内容の調整はした上で、ワーキンググループはそれを踏まえてワーキングをやって、その内容を委員会のほうに上げていくと、こういう形で進めていくということにしておったのですが、ちょっとそこら辺の連絡調整が十分でない部分もございまして、やはり部会を設置すべきであろうということになりまして、それぞれ分野が5つほどございましてけれども、部会を設けて、そして部会とその下の幹事会でワーキンググループと連携しながら進めていくという形に変えたいというようなことで話がございまして、策定委員会のほうに部会を設けるということになりました。それで、教育委員会の部分につきましては、分野1というところになりまして、教育文化というところで部会を設置しまして、この部会とワーキンググループで連携しながら政策施策をつくり上げていくというような形で進めるということになりまして、この部会につきましては、教育次長と教育総務課長が部会の委員になりまして、それで部会長としては教育次長が部会長という形で進めていくというようなことにこの会議の中でなっているとい

うところでございます。

それで、11月中にある程度政策施策を決めて、基本計画のところに入っていくというところで話がありまして、それに伴う政策施策形成に係る計画、進行管理調書というものをつくるという話になってございましたが、ちょっと今のところおくられている状態だというようなところでございます。

それで、今の策定委員会は、基本構想部分を変えずに進めていくという前提で進められているというところがございますが、教育委員会の部分につきましては、教育委員会の会議の中でご議論いただいて進めるということにしておりまして、その基本構想についてもどうするのかというところを確認をさせていただいた上で進めると、教育委員会のほうで基本構想部分をある程度変更しなければならないのではないかと、こういう形にするべきではないかというところをちょっとお話をいただいて、それを策定委員会のほうに報告をさせていただくような形になります。あとその報告を受けて策定委員会のほうで、事務局のほうではほかの分野についてもどうするのか、ほかの分野はそのままなのか、それとも変えていくのかというようなところに入っていきというようなところで聞いてございます。

それに基本的なところをお話を申し上げますと、前回美里町総合計画、美里町総合戦略ということで計画を策定しておりますが、今回も同じような形で策定をしていくということで話がございます。基本的に総合戦略の部分につきましては、まち・ひと・しごとの法律の関係ですかね、その中で努力義務ということになっていると、策定に努めるというような形になってございまして、そこに基づいて今回も策定をしていくというようなところで話を聞いてございます。

それと、今の計画の人口に関するデータもろもろ載っておるのですが、推計等々もですね。そういうものについては変更しない、前回平成28年に人口ビジョンというものをつくってございまして、その人口ビジョンに基づく内容が現在の総合計画に載っているのですが、その人口ビジョンを今回は見直さないで、現時点と比べてそんなに大きく変化はないので、そのまま使用していくというような考えであるということ聞いてございます。

それで、事務局のほうで1枚物の基本構想というところでお出ししているものがございます。これにつきましては、内容といたしましては、一番上に現在の基本構想(1)の主要課題の解決に向けた基本方針、ここに3つほど文章あるのですが、一番上が現在の基本方針ということでございます。「学力向上支援員及び学びコーディネーターの人員の拡充によって、児童・生徒の学力向上につなげていきます。また、小学校及び中学校におけるいじめや不登校等の対策に

については、これまで同様に重要な課題であることから、道徳教育を充実させるなど、「人を思いやる心」を育てていきます。」これが現在の総合計画の文章、基本構想のですね、部分に載っている基本方針でございます。

それで、その下が今回、案としてお出しさせていただいている部分でございます、「児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動ができる教育環境を整えていきます。幅広い知見と自主性、社会性、国際性を身につけ、みずから考え判断し行動できる実践力があり、また、人との支え合いを大切に、地域のよさを引き継ぎ、ふるさとに誇りをもつ人間の育成を進めていきます。」というところでございます。

この文章をつくる際に、つくったものが下の原案というものでございます。この原案をちょっと文字数の関係で計画に載せる関係もございまして、文字数もございまして、それをある程度要約したという形になっておりまして、もともとはこういう文章からこの案ができたということで載せているというようなところでございます。この文章につきましては、前段の部分につきましては、美里町学校教育環境整備方針の中から抜粋させていただきまして、後段の部分につきましては、美里町の教育の中の教育基本方針を抜粋して掲載をさせていただいて、それを合わせた内容になっているというようなところでございます。

まずここまでご協議いただければと思っております。

○教育長（大友義孝） 前回の教育委員会の定例会では、さきに示された総合計画の後にもう一度組み立てをする会議を開くという内容だったんですね。ですから、それを受けて報告しますということにさせていただいていたんだけど、それが策定委員会に切りかわって、組み立てをするだけではなくて、策定委員会として会議を行ったということですね。そして、ワーキンググループといろいろやってきたんだけど、個別分野ごとに部会を設置していく、これまでのようなつくってきた流れでやることになりましたということのようでございます。

そして、課長からのお話がありましたように、基本構想は変えないで進めるという、これは策定委員会の基本的な考えであるけれども、教育委員会はそうではないよと、委員会の中でいろいろ話し合いをさせてもらって構想の部分の直すべきものがあるときは直していきたいという発言をこちらからもさせていただいたということでございます。ですから、町長部局側、それから農政側、いろんな委員会がありますけれども、どういうふうな形に持っていくかは教育委員会は教育委員会独自性で考えていくんだということになろうかと思えます。

そこで、やはり基本構想部分が一番重要なところなので、それを持ったところにやはり課長から説明がありましたように、これまでも教育委員会では学校教育環境整備方針とか、美里町

の教育、それから美里町の教育振興基本計画があります。あるけれども内容は全部つながっています。そういったものを右に置いて総合計画だけこれでいいのかという話にはならないだろうという思いから、このような一番下に書いてあります原案をつくっていったと、それで字数が多いので、それを縮小してこういうことを基本構想に持っていきたいと、そこから政策部分、それから個別の施策、事務事業等ずっとつながっていくわけなんですけれども、そうでないと今の基本方針はなぜ学力向上支援員とか学び支援コーディネーターとか具体的な名前が示されているわけですね。ここで。そんな部分ではないだろうと、構想の部分ですから、一番重要なところなので、それを改めるチャンスが今あるということなんです。ですから、この機会にこういった文言に整理してはどうかというところで今回教育次長、教育総務課長も私と一緒に策定委員会でちょっとそれではだめなんじゃないのというだめ出しをしたところだったんですね。

いかがでしょうね。今、ここまで基本構想の部分まで一応お話をさせていただきまして、こういうふうにしたんだという思いで今回提示させていただいたわけでありまして。もしこれによしとなれば、策定委員会のほうにはこの案で教育委員会としては考えていますと、その上で次の資料の説明が多分あると思いますが、まずはこの部分をいかがお考えになるかということでございます。

○委員（後藤眞琴） 先ほどの課長さんからの説明では人口ビジョンは変えないというような話があったと思う。（「そうでございます」の声あり）基本的に大体資料もういらないだろうと投げちゃうんですけども、たまたまあったんですね。去年の。それで、見ましたら、「初めに」からね。これ人口、きちっと今の時点の含まないで総合計画立てられるものなんですか。大体同じだからいいんだ、大体同じだからいいんだというんだったらこれつくらなくても、つくっても大体同じだからいいんでないかというところまでいっちゃうんじゃない。ですから、これきちっとこの人口ビジョンにこの図、書いてありますよね。もう一度今の時点でどうなのかというのを書き直すのが当然のことだろうと思うんですよね。よろしく、でないと、これ資料として使えませんよね。

○教育長（大友義孝） 後藤委員さん言われる、私どもも常日ごろからそれを感じているところでございます。やはり今の場合、人口ビジョンそんなに大差ないから変更しないんだと、そこを一番そこが問題なんです。それに向かって進んでいるわけですから、それが年次が変われば変わっていくのは当たり前のことであって、今後新しい総合計画つくったときには住民説明会は必ずしなければならない、そのときにどういうふうな説明が立つのかという部分について

でもう一度策定委員会の中で話をさせていただきたいと思っていました。後藤委員さんと同じ気持ちでいるということをご理解いただきたいと思います。

○委員（後藤眞琴） 正直言って、今の人口を踏まえないで総合計画立てて、これみんなに発表するわけですね。ほかの町の人が見て、美里町は大したものだなと褒められるか、皮肉を込めた褒め方されないようにお願いします。

○教育長（大友義孝） わかりました。

いかがでしょうね。委員の皆さん、いろいろ今、後藤委員が言われた部分は一番基本となる部分なんですけれども、あわせて基本構想の部分で成澤委員さんどうでしょう。

○委員（成澤明子） いいと思います。

○教育長（大友義孝） 千葉委員さんどうですか。

○委員（千葉菜穂美） ちょっと意味がよくわからないんですけれども、「さまざまな活動ができる教育環境」と原案のほうの「さまざまな活動に取り組むことができる教育環境」というのは、これは同じ意味なんでしょうか。

あと、もう一つ、「地域のよさを引き継ぎ」というのと、「ふるさとに誇りを持つ人間の育成」というのは、何となく同じような気がして、逆に「人との支え合いを大切にしながら」というところのほうの方が大切なのかなと思ったり、字数がね、限られているのでなかなかちょっと難しいところなんですけれども、さまざまな活動ができる教育環境というのは、取り組む教育環境とは違うんじゃないのかなと思ったり、ちょっとその辺が理解する人によって捉え方が変わるんじゃないかなと思います。それで、そちらのほうを優先したらいいのかなと、どうなんだろうかと思ってみたんですけれども。（「ここと」の声あり）あと下のほうの「地域のよさを引き継ぎ、ふるさとに誇りを持つ」ということは何か似たような感じなのかなと思ったりして、意味的に、それよりも「人との支え合いを大切にしながら」というほうが大事なのかなと思ったりしたんですけれども。

○教育長（大友義孝） 人との支え合いを大切にというのは入っているんだよね、上にね。

○委員（千葉菜穂美） ああそうですね。そこは入っていますよね。そうですね。すみません。

○教育長（大友義孝） よさを引き継いで、ふるさとに誇りを持つというこの2つは似た意味じゃないかということなんです。

○委員（千葉菜穂美） そこのところを逆に「さまざまな活動に取り組むことができる教育環境」を入れてもらえば、字数的にもうまくいけば、「さまざまな活動ができる教育環境」よりは「取り組む」というほうがいいのか。その辺がちょっと気になりました。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。ちょっとここ検討を今したいと思いますので、少しの間休憩をいただいてよろしいでしょうか。文言を整理したいと思います。

ちょっと休憩させていただきます。

休憩 午前10時16分

再開 午前10時35分

○教育長（大友義孝） では、休憩を解きまして、再開をさせていただきます。

いろいろと基本構想の部分の文言ですが、いろいろと整理をさせていただいた部分も今、委員の皆さんに配付させていただきました。ちょっと教育総務課長に読み上げてもらったほうがいいですか。お願いします。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） それでは、読み上げさせていただきます。

「児童生徒が等しく安心して学校生活を送り、学校での様々な活動を享受できる教育環境を整えていきます。幅広い知見と自主性、社会性、国際性を身につけ、自ら考え行動し、同時に人と支え合いを大切にし、ふるさとに誇りをもつ人間の育成を進めていきます」ということをございます。

○委員（後藤眞琴） 最後のところ、ふるさとに誇りを持つ人間なんですが、ふるさとに誇りを持たなければならないんですか。（「持ってほしい」「持てるといいんじゃないかなど」の声あり）自分にふるさとがあると思っていないから、ふるさとに誇りを持つ。（「その裏には中央にばかり目を向けなくて、自分たちのベースを大事に考えるということを大人は願望する」の声あり）それはね。

○教育長（大友義孝） ここは美里町の教育にも書いているんだよね。ここですね。

○委員（後藤眞琴） ふるさとに何かいい言葉があれば。

○教育長（大友義孝） 町民憲章にもあるんだよね。横文字入れたらだめかな。グローバルになるから。

○委員（後藤眞琴） 何かいい言葉がね。

○委員（成澤明子） 結局これに込めているのは、学力テストのときの質問の中で、自己愛が少ないとか、自分を値打ちのあるものとして捉えていないという子供が割とこのあたりは多いと

ということなので、ふるさとに誇りを持ってほしいなと大人は思うわけです。

○委員（後藤眞琴） 自分に自信を持つこととふるさとに誇りを持つというのは、ちょっと。

○委員（成澤明子） ちょっと違うかもしれませんがね。

○教育長（大友義孝） ふるさとに誇りを持つという意味と自分に自信を持ちなさいということ
はちょっと違うんですね。

○委員（後藤眞琴） 予習したときにこの部分は考えてこなかったもので、気にはなっていたんで
すけれども、ふるさとに根づいた、とか。

○教育長（大友義孝） ふるさとに根づくとは出られないという。

○委員（後藤眞琴） 根づくというのはふるさとから受けた影響を少しは持っている、もっと
いっぱい持っている。

○委員（成澤明子） 私なんかは今ある環境で誇りを持ってほしいなということがあります。何
もない、何もないというけれども、何もないから空気がきれい、水がきれい、例えばですよ、
そういったことに気がついてほしい。都会はきらきらして、それはとてもいいとは思いますがよ。
それなりにいいと思いますけれども、やっぱり多様性だから、それはそれで美里のよさを自覚
してほしいという願いを込めて。

○委員（後藤眞琴） ここにいる方はみんな宮城県、広い意味で、「はい」の声あり

○委員（成澤明子） 大きく言えば、地球をね、地球に誇りを持つということです。（「大きい
ね」の声あり）

○委員（後藤眞琴） ふるさとというのと限られた、何か、ふるさとは遠くにありて思うものとか。
（「なるほどですね」の声あり）そんなにこだわりません。ただ気にはなっている。ただ、ふる
さとに誇りを持つというんだから、ふるさとに誇りを持たなければならないんだよという意味
がこもってくるみたいなので、だから教育をしていくうちに生徒だったり、小学生なら小学生、
自然におのずとふるさとに誇りを持つような教育だったら別に問題ないんですけども、ふる
さとというのは大事なものなんだから誇りを持たないとだめだぞというような意味に捉われる
とちょっと。

○教育長（大友義孝） 強制的な意味にとられると違うんだよということですね。

○委員（後藤眞琴） 余り皆さんが気になさらなかったら。

○委員（成澤明子） あえて言えば、ふるさとのよさがわかる、（「そうですよね」の声あり）
よさがわかるということは非常に言い尽くされている言葉ですからね。

○委員（後藤眞琴） 逆にふるさとの悪さがわかるということもありますよね。

- 委員（成澤明子） それもありますね。
- 委員（後藤眞琴） 批判的な目で見ても。
- 委員（成澤明子） そうですね。
- 教育長（大友義孝） そうか、「誇りを持つ」と「よさがわかる」か。よさがわかるような指導方法をしていかなければ。
- 委員（成澤明子） ばっさり切ってしまったら。
- 委員（後藤眞琴） 大切にするという。
- 教育長（大友義孝） 大切にすると、育成をすると、ふるさとに誇りを持つを取ってですか。
- 委員（成澤明子） 持ってほしいですから入れてください。
- 教育長（大友義孝） では、一応気になるところはありますが、このまま「ふるさとに誇りを持つ人間の育成を進めていきます」と、ただ、その背景にはいろいろ強制的な部分を意味するのではなくて、こういったところに先ほど成澤先生も言われていましたけれども、何もないということを常々言われているけれども、空気がおいしい、水がおいしい、空気がきれいだ、そういったことにみずから気づいてもらうような人間の育成に努めていくという意味合いに捉えていくということでもよろしいですか。（「はい。込めていると」の声あり）わかりました。

では、以上のような形で教育委員会としての基本構想、一番核となる部分でございますので、こういった文言にこのたびの改正に当たって修正をしていきたいということで、これから策定委員会のほうに報告してまいりたいと思います。

続いて、それに伴って今度は政策、施策、事務事業等々の流れの部分ですね。それで、これはこれまでも教育委員会では自己点検評価を行ってきました。その自己点検評価は、一つは総合計画の部分に準じた、さらに今教育振興基本計画があります。そういった部分、振興計画のほうについては先取りして項目を立てておりますので、それに合うような政策、施策、事務事業というふうな流れになっていこうかと思っておりますので、それを考えてみたところの話ということでございますね。よろしく申し上げます。

- 教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） それでは、説明させていただきます。

まず、赤字の入っていないもの、黒字のものA3のものを見ていただきたいと思います。

これにつきましては、教育振興基本計画をそのまま載せているものでございます。まず、大きく学校教育と社会教育・生涯学習という2つに分かれておりまして、それぞれ学校教育につきましては9つの個別分野、社会教育・生涯学習につきましては7つの項目ということに分かれておりまして、さらに施策といたしまして1から全体で50まで施策ということで書いてご

ざいまして、その施策の展開というところまで書いてございまして、これは振興基本計画から抜いたものでございます。

それで、その隣に取り組みということを書いているのですが、これにつきましては、施策の展開からこういう取り組みを実際に行っていくべきではないかというのを事務局のほうで書き出しているものでございます。さらに、これもさらなる具体的な取り組みというものが必要であって、現在もやっているということでございますが、細かい部分はこの下に入ってくる部分なのではないかなというふうに考えておるところでございます。基本的に教育委員会の一番大きな計画ということになりますので、これに沿った形にしていかなければならない。

あと、教育振興基本計画につきましては、計画の終わりを総合計画と合致させておりまして、総合計画の策定を見越して見直しを行うというようなところになってございますので、この内容につきましても総合計画を見越してというか、総合計画の策定に合わせて内容のほうを検討していく必要があるのかなというところでございます。

それで、総合計画との整合性というか、構成をする際にちょっとこのままいくと総合計画で捉えている施策の考え方と振興基本計画での施策の考え方がちょっと違うところがありまして、総合計画ですと大きい項目でちょっと捉えて、幅広に捉えた中でそれを施策という捉え方をしているのですが、振興基本計画においては大分細かいところで立てているということで、50の施策ということになっておりまして、現在、総合計画では9つの施策になってございます。今の総合計画はですね。それで、管理する上であとはいろんな経過を見ていく上である程度総合計画の視点に合わせたところも必要になるのではないかなというふうに思っておりまして、ちょっと赤字でですね、赤字が入っているA3判の資料になりますけれども、ちょっと追加をしているというか、変えている部分なのですが、まず、一番最初の部分ですね、種別につきましては2つの種別でよろしいのではないかと考えておりますが、その次のある程度総合計画でのまとめ方の視点というのをちょっと考えまして、ここに大きく赤字で学校教育であれば4つ、社会教育、生涯学習であれば2つというふうにくくっているというところでございます。このくくり方につきましては、県の教育振興基本計画がございまして、その中でもある程度分野ごとにまとめているというところがあるのですが、それを参考にこういう形でまとめてはどうかというようなことで、全くのたたき台ではございますけれども、ちょっとこういう形でくくってみたということでございます。

それで、もしこういう形で出すとすれば、政策の1つが学校教育、あとは2つ目が社会教育・生涯学習、これが政策というイメージになりまして、施策がこの赤字であらわした学校教育

であれば4つの項目、社会教育・生涯学習であれば2つの項目、合計で6つという形で整理してはいかかなというところがございます。

それで、基本的に振興基本計画の中身には手をつけてございませんで、ちょっと並びかえをして、分野を合わせるために並びかえをしていますので、施策のナンバーを赤字で記載しているというところがございます。

それで、現在は振興基本計画では施策というふうに捉えているのですが、このまま施策という総合計画と混同する部分もちょっと出てくるのかなというふうに思っているのですが、施策、大きな面でいくと施策の中の一つだよということですね、細かい部分の番号だよという捉え方もできることはできると思うのですが、例えばこれを取り組みというような形、ちょっと言い方が私も十分理解していないのですが、取り組みの詳細50ありますよと、そして取り組みの内容としてこういう内容がございますよと、さらに具体的な取り組みとしてはこういう項目がありますよと、さらにはここの事務事業ということで空欄にしておりますけれども、実際の教育委員会の仕事ですね、事務事業、これを落とし込んでいく必要があるのではないかと、それを入れることによってそれぞれの分野でいろんな活動というか、事業を多くやっている分野とか、少なくやっている分野とか、そういうのが見えてはくるのかなというふうに考えているところがございますで、ある程度これをしっかり整理する中で事務事業の管理までしっかり行って進行管理をしていくというようなところで進めていくとよろしいのではないかとというようなところがございます。

これは今後策定委員会の部会、あとワーキングですね、この内容について整理をしていきたいというふうに思っているところがございますで、教育委員会の場合は町長部局とちょっとやり方が異なるのかなと、部会、ワーキングでやったことを教育委員会の会議の中でご協議いただいて、そしてつくり上げていくというような流れになっていくのかなということで考えてございまして、事務局で考えている11月中に全て基本計画までつくっていくというスケジュールは非常に厳しい部分があるのですが、その辺をお話しをしながらどこまでやるか、やればあちらのスケジュールに間に合うのか、ちょっと11月というのは無理ですので、いつまでやるかというところをちょっと確認しながら、いずれ年明けに住民説明会というか、つくったたたき台をベースに住民に対して説明をしていくということを予定しているみたいですので、その説明がそのまま年度内にやることになれば、急速にこういうところを詰めて、いかなければならないので、臨時の教育委員会等々ももしかすると開催していただいて進めていかなければならないのかなというふうに考えているところがございます。これは全くのたたき台でござい

ますので、ご意見をいただきながら今後計画の取りまとめというか、そういう部分をしていきたいと思っているところでございます。

ちょっとわかりづらいかもしれませんが、私からの説明は以上でございます。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

先ほど基本構想の部分については教育委員会で一応こういう考え方でいきたいんだということを決定していただいたんだけど、政策、施策、事務事業分野レベルにおいては策定委員会の中でこれから協議していきますということになるかと思うんですけども、ただ、一番は誰が見てもわかるような形をとる必要があるんで、総合計画の組み立てはこうですよ、そこに教育振興計画はこうなんですよというリンクしている部分の姿、きちっとわかればいいと思うんですよ。くくりとしてね、そこにみんな事務事業がぶら下がってくるわけだから、そういったところをこれから整理していくということなんですよね。ですから、施策の番号が変わったりとか、そういった取り組みとかという部分については一向に構わないというふうに私は思うんですけども、ただ、それが教育委員会でやっている自己点検評価にどれだけ進んできたのかという部分を評価をいただく部分がそこにもリンクしてくるわけなので、ちょっとわかりやすい仕組みをちゃんとすべきだというふうに思うところであります。

○委員（後藤眞琴） この総合計画とそれから美里町の教育振興基本計画、これもつくらなければならないですよ。（「はい」の声あり）それで、今の振興基本計画につくるのを見越してやるというふうなものもあるんじゃないかと思うんですよ。そうすると、この総合計画というのは、これからつくるわけですよ。（「はい」の声あり）そうすると、教育委員会として、その総合計画つくられたものをもとに振興基本計画というのをつくらなければならない。そごが起きたら大変ですからね。そうすると、この教育委員会としては振興基本計画をつくるんだと、これからどういうものをつくるかというのをある程度、それで総合計画にそれを反映させていかなければならないわけですね。ですから、それで、教育振興基本計画というのはどういうふうにしてつくりなさいというのは、教育基本法でですね。あれは国、（「国です」の声あり）教育振興、これを参酌してとかいう文言ありましたよね。（「はい」の声あり）それを参酌して県をつくったわけですよ。僕たちが今見ているのはずっと前の国の教育振興基本計画でないかと、改正されたものは僕たちのところにはまだ来ていないんでないかと思うんですよ。県のは来ていないんでないかと。ですから、この振興基本計画を踏まえた上で総合計画にそれを反映させていくわけですよ。その辺のところも今、課長さんが説明しましたけれども、これは一応県の振興基本計画をある程度参考にしながらこんなふうにとまとめたというのがありますので、

県のと国のを僕たちに、教育委員に少なくとも全部渡した上で教育長、事務局でまとめたものを、これを参考にしながら、当然しなければならないわけですので、その辺のことも早急に読めるようなことにしていかなければならないのではないかと今感じました。

○教育長（大友義孝） そうですね。委員さんがおっしゃるとおりでありまして、一応教育振興計画はその時点での国・県を参酌しながら先取りしてつくっているわけですよ。今回、総合計画の見直しをかけてつくっていく、国と県がずれていないのかなということも当然考えていく必要がありますので、それらの資料についても委員の皆さんに配付させていただきまして、流れをちゃんとわかるような形で考え方の整理がちゃんとできているのかというところを持っていきたいと思いますので、これから準備させていただきたいと思います。

○委員（後藤眞琴） 国のはいつ出ているのかわからない。何年かごとに変えていますよね。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） 現在第3期の教育振興基本計画が出ておりまして、2022年まで計画、2018から2022年度までの計画ということでつくっております。

○教育長（大友義孝） 第3期だね。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） 第3期ですね。それにあわせて第2期の宮城県の教育振興基本計画、宮城県としては2期というのが出ていまして、それ自体は令和8年度までですかね。令和8年度まで、10年間の計画という、29年度が初年度になりまして、令和8年までの10年間の計画ということで今出ておりますので、その資料、概要版から本文まで出ておりますので、その部分をお渡しするようなところですかね。

○教育長（大友義孝） いろいろと国の施策もいろいろ変わってこられて、重点事項とかなんかの変わりもありますし、わかりました。そういったところを後ほど配付させていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

では、この件について、これからそれも含めてまとめ上げていくということにしたいと思ひます。それをまた教育委員会でいろいろと協議させていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

では、以上で日程第4、次期美里町総合計画等についてを終了させていただきます。

その他

○教育長（大友義孝） その他の案件であります、事務局で用意したその他の案件はありますでしょうか。教育次長。

○教育次長（佐々木信幸） それでは、私からその他の案件ということで説明をさせていただきます。

本日、皆様のお手元に紙袋に入った資料が配られておりますが、内容はその資料になります。これは資料、今回4つほどあります。1つは第1期美里町自死対策計画（案）という冊子になっております。（「会議の中でいいの」の声あり）よろしいですか。（「別に構わないけど、終了後でなくてもいいのね」の声あり）はい。よろしいと思います。

これは、美里町の健康福祉課が今進めている計画書の素案でございます。この計画をつくる背景等についてA4判の一枚物の資料ですね。資料1と書いてあるものがございまして、こちらをまず見ていただきたいと思いますが、資料1の大きな2番目、下の下段の部分ですが、計画を策定する法的根拠というのがございまして、平成28年に改正された自殺対策基本法の第13条において定められておりまして、その13条の内容が下の箱書きの部分になります。この中の第2項、2という部分を読んでいただきたいのですが、「市町村は自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して当該市町村の区域内における自殺対策についての計画を定めるものとする」ということで、この法律に基づいて美里町でも計画をつくらなければならないというのが定められております。これに基づいて計画書を現在策定しているということになります。それで、その裏面になりますけれども、また箱書きになりますけれども、これは計画に盛り込む内容について、こういったものを入れることが望ましいと、望まれますというような内容が示されてございまして、この箱書きの中の4-1ですね、基本施策の中の⑤をごらんいただきたいのですが、「児童生徒のSOSの出し方に関する教育」、こちらが教育委員会とのかかわりのある部分になってございまして、

資料2のほうをごらんください。A4判の横書きのものになります。

これは国が計画書をつくる際の手引きとして示しているもので、中ほどの基本パッケージ、重点パッケージというのがあります。基本パッケージは、どの自治体がつくる計画書にもこの部分は入れなさいという内容になってございまして、こちらの⑤の部分にも先ほどお話した「児童生徒のSOSの出し方に関する教育」という部分がございまして、これが入ることになります。

右側の重点パッケージにつきましては、これは地域の実情を踏まえてという部分でこの重点パッケージがありまして、この中から地域の実は自殺に関する統計的な資料が各自治体には渡

されておりまして、例えば自殺の原因の上位にあるものについて重点的に考えて計画をつくりなさいという指導があるんですね。美里町の場合は、下線を引いております②の「勤務・経営」、働き盛り世代の方の自殺、それから③「生活困窮者」、⑤の「高齢者」、この3点については重点項目として計画書に盛り込むようにというような指導がございます。ですから、この重点パッケージの部分は計画書をつくる自治体によって内容が変わってくるということになります。

それでは、冊子のほうのお話になります。

資料3は自殺総合対策大綱ということで、今回計画書をつくるもとになっている国の大綱でございますので、こちらは後でお読みいただきたいと思いますが、自死対策計画（案）、美里町のですね、計画（案）のほうをお開きください。

前段、統計データ、あるいは計画をつくるための背景、計画期間などがございますが、まず2ページ、大きな3番、計画の期間となっておりますが、こちらにつきまして美里町の自死対策計画につきましては、令和2年度から令和8年度までの計画期間、7年間になりますけれども、それを想定してつくと、ただしですが、美里町健康増進計画、第2期計画最終年度に当たる令和3年度に本計画の見直しを行います。2年間をした段階で見直しをして、残りの5年間のまた計画書の見直しをしたものを改定するというような流れになってございます。

次にですが、11ページをお開きください。

先ほどお話ししておりました「児童生徒のSOSの出し方に関する教育」の部分がこちらの11ページの下段、(5)ということで示されております。教育委員会で主にかかわるものはこの部分になるかと思えます。生きることの包括的支援として、「困難やストレスに直面した児童・生徒が信頼できる大人に助けの声を上げられる」ということを目標にSOSの出し方に関する教育を進めていきます。

主な取り組みということで2つに分けて児童・生徒のSOSの出し方に関する教育の実施、それから2つ目が早期発見に向けた取り組みということで、全て教育委員会ではないのですが、児童・生徒にかかわる計画という部分でのこちらに文言が記載してございます。主にはここになります。

それから、ちょっと飛びますけれども、17ページをお開きください。

こちらに評価指標ということで記載がございまして、枠の中の(5)SOSの出し方教育に関する内容、これはまだ記載がございません。健康福祉課でも何を指標にすべきかというのはまだ決めかねているということで、健康福祉課から教育委員会のほうに相談が今来ているところでございます。

それから、また飛びますが、この計画書部分の次に右の資料という部分になります。資料のほうは横書きになりますけれども、右側にページが振ってございます。この中の7ページをお開きいただきたいと思います。

こちらに基本施策(5)「児童生徒のSOSの出し方教育」という項目がありまして、その中に取り組みですね。具体的なものについて記載がございまして、右側に教育委員会、あるいはそれ以外の課がございまして、担当課、関係機関ということの記載がございまして、教育総務課にかかわるものは5つですね。教育総務課の名前がありますけれども、こういった取り組みが具体的に実施されると、していきましょうという計画になります。この具体的な取り組みの部分は、町が例えば予算書をつくる際の実施計画書、あるいは決算書をつくる際の事務事業の概要といったような資料から抜粋をしているものということでございまして。

この計画書の中で主にかかわるのは、この部分になります。

今回11月5日になりますけれども、健康福祉課から担当職員が教育総務課のほうにおいてになりまして、現在こういう計画書をつくっているの、教育委員会でも確認をいただき、意見を聞かせていただきたいというような依頼がありました。告示の後だったんで、資料を事前にお配りすることがちょっとできませんでしたけれども、そういったことでのお願いでございまして。

今、お話ししたところで主に見ていただきたいのは、やはり計画書の本文の部分かなと思います。具体的な取り組みの部分については、これは担当課として教育総務課に別途確認をしてくれということで依頼が来ておりますので、事務局のほうで整理はさせていただきたいと思っております。

ということで、お願いはこれに関する教育委員さん方のご意見をお聞かせいただきたいということで、今回、今日ではなくて、今日はその資料をお示しするだけということになりますけれども、ご意見があればお寄せいただきたいと思っております、できましたら11月22日、2週間後になりますけれども、金曜日までに私のところにどのような形でも結構です。お手紙でもメールでも、あるいは電話、口頭でも構いませんので、ご意見をお寄せいただきたいというふうに思っております。最終的には担当課として施策の部分の見直しとか、指標部分などについて28日まで健康福祉課にお返しすることとなっておりますので、委員さん方のご意見とあわせて今月28日まで健康福祉課のほうに報告をさせていただきたいと思っておりますので、ぜひご協力をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

以上です。

○教育長（大友義孝）　今回は配付させてもらって、内容を見ていただき、これに関するご意見を22日までに次長にもraitたいということでよろしいですね。

○教育次長（佐々木信幸）　はい。それでお願いいたします。

○教育長（大友義孝）　質問もわかる範囲内であれば構わないということね。

○教育次長（佐々木信幸）　私が答えられる範囲であれば。

○教育長（大友義孝）　まず、全体を読んでいただくということからでございます。よろしくお願いいたします

1つ目が今の第1期美里町自死対策計画（案）でございました。

次に何かありますか。（「終了後でよろしいです」の声あり）

では、その他という部分については以上で終了のようでございますので、それでは、協議事項、その他案件、以上で終了でございます。

本日予定しておりました日程は全部終了したところでございます。

これをもって令和元年11月教育委員会臨時会は閉会をさせていただくこととなります。大変お疲れさまでございました。

午前11時15分　閉会

上記会議の経過は、事務局教育総務課藤崎浩司が調整したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

令和元年12月19日

署名委員

署名委員
